

## 報告第17号

### 専決処分の報告について

阿光坊古墳群ガイダンス施設建築工事請負契約の一部変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月2日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 専決第 1 2 号

阿光坊古墳群ガイダンス施設建築工事請負契約の一部変更契約  
の締結について

平成 2 7 年第 2 回おいらせ町議会定例会議案第 5 1 号をもって議会の議決を経た、阿光坊古墳群ガイダンス施設建築工事請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 1 8 年 9 月 1 1 日おいらせ町議会議決）第 3 号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額                    6, 4 5 4, 0 8 0 円の増額  
(変更後の契約金額   2 2 6, 2 3 4, 0 8 0 円)

平成 2 8 年 5 月 9 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎